

令和4年2月15日

福津市議会

議長 江上 隆行 様

総務文教委員会

委員長 蒲生 守

### 総務文教委員会報告書

令和3年第1回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました継続調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1.調査事項

- (1)市の人口ビジョンについて
- (2)公共施設等総合管理計画の現状と実施に向けての課題について
- (3)財政の健全化と財源の確保について
- (4)児童生徒数の増減に対する今後の学校の在り方について

#### 2. 期日

- 令和3年5月11日(火)
- 令和3年7月15日(木)
- 令和3年10月5日(火)
- 令和4年1月14日(金)

#### 3. 調査にあたって

- (1)市が示す人口ビジョンの「将来展望」の算定にあたり、その前提とした「まちづくり基本構想の人口推計」の算定内容について、また、教育委員会が示す児童生徒数の将来予測について調査を行った。
- (2)公共施設の維持管理の考え方、再配置の検討それに伴う第3次行財政改革大綱との関連性と学校施設の長寿命化を含む課題について調査を行った。
- (3)市の財政状況や行財政改革の取り組み、また市の譲与税と他市において導入されている税及び、福間中学校改築工事進捗状況と事業費についても調査を行った。
- (4)通学区域審議会の答申内容とその答申を受けての今後の施策について調査を行った。

## 4. 調査結果

### (1)市の人口ビジョンについて

#### ア 市の人口ビジョンの変遷

第一次福津市総合計画(2007-2016年度)は平成28年度(2016年度)人口目標を58,500人と推計し、平成28年3月策定の人口ビジョンでは平成52年(2040年)人口目標を67,000人程度としている。しかし人口の伸びが急増したことから市は令和元年(2019年)に福津市まちづくり基本構想において人口推計を大幅に変更した。この人口推計では令和12年(2030年)において高位推計約77,000人、低位推計約70,000人としている。高位推計と低位推計を設定した理由については、転入者のおよそ25%以上を占める福岡市の人口が令和17年(2035年)まで増加するとの発表からその後の本市の人口も同時期近くまで伸びると考えており、一定の条件設定と仮定値を基に幅を持った推計をせざるを得ないと判断した。

#### イ 教育委員会による児童生徒数の将来予測について

教育委員会は、住民基本台帳をベースに5年度先までの児童生徒数と未就学児の推計を行ってきた。新たに「まちづくり基本構想の人口推計」が示されたことにより推計値の見直しを行い小学校のピーク児童数は令和8年(2026年)に5,390人(現在より1,000人増)。中学校のピーク生徒数は、令和13年(2031年)2,888人(現在より1,000人増)と推計している。

#### ウ 人口推計の検証について

令和3年(2021年)3月時点の人口は、市全体では高位と低位の間となっている。(関連資料1-1 参照)しかし、人口を地域ごとに推計と比較すると、福間と福間南地域では高位を上回り、神興や神興東、勝浦地域では低位を下回っている。つまり市の人口推計が地域の実状(関連資料1-2 参照)を反映していないことが分かった。

### (2)公共施設等総合管理計画の現状と実施に向けての課題について

#### ア 福津市公共施設等総合管理計画

平成28年度(2016年度)に福津市公共施設等総合管理計画は実施期間30年間として計画をスタートした。計画では、公共施設(学校、市営住宅、福祉施設等)とインフラ施設(道路、橋梁等)として分類される。

公共施設等総合管理計画基本方針としては、①適切な維持管理の推進②ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化③施設の集約化・複合化・転用・廃止・建て替えによる施設の保有総量の圧縮④更新サイクルの適正化による財政負担の平準化⑤PPP手法などの民間活力導入の検討の5つが示されている。目標値として施設の更

新費用を令和28年度(2046年度)までに20%削減としている。計画期間を10年ごとに分割し、個別施設計画を策定することとしている。これを策定することによって、国から公共施設等適正管理推進事業債の起債が可能となる。

個別施設計画の策定と並行して、第3次行財政改革大綱の策定が進められており、この中で公共施設について今後の在り方の協議が行われる。

#### イ 学校の長寿命化計画

現在の学校施設の66%は昭和40年(1965年)代から昭和60年(1985年)代にかけて建設。長寿命化計画は学校施設の改修工事を平準化し実施することにより、施設の長寿命化と単年度コスト、建て替えコストの低減につながる。

計画予算は30年間の費用として事業規模で220億円のうち一般財源として63億円を予定している。なお改修工事が最も集中する直近5年では事業規模で61億円必要と試算している。(資料 中長期計画参照)

#### ウ 学校施設の抱える問題

全児童生徒数に占める特別支援児童生徒数の割合が平成28年度(2016年度)の1.6%から令和3年度(2021年度)には4.2%に増えている。また、小学校は令和3年度から学級基準を定めた義務標準法の改正案により5年間で段階的に1学級35人に移行することが決まった(現状1年生は1学級35人)。このことから今後学級数の増加が必須となっている。

### (3) 財政の健全化と財源の確保について

#### ア 市全体の歳入歳出、市債、基金、経常収支比率の状況

令和2年度決算における普通会計の歳入約242億円、歳出約235億円である。(新型コロナウイルス感染症対策事業分除いた額を記載)

歳入において市税収入は約69億円(歳入割合約29%)、国の地方交付税が約48億円(歳入割合約20%)を占め、あとは国県支出金等の依存財源となっている。国の地方交付税は平成26年度(2014年度)交付額より約4億円少ない額となっている。これは市税収入の増加や普通交付税の特例措置(合併算定替)の段階的縮減によるものである。ただ大幅な人口増が市税の伸びを生み、自主財源の総額としてはゆるやかな増加傾向となった。

歳出においては、扶助費が平成18年度(2006年度)以降増加。令和2年度決算では約69億円(歳出割合29%)となり過去最大を更新した。また、学校管理費などの経常的経費、学校教室不足解消の改築・増築による投資的経費ともに増加している。市債残高は合併特例債の償還などにより全体として減少している。基金は約98億円を積み立てている。財政指標においては、経常収支比率(財政構造の弾力性を示す指標)

が95.5%となっている。つまり人口増により市税の増加があるものの、それに伴う歳出増加により市の財政構造は硬直化している。

#### イ 行財政改革の取り組み

経費の削減としては、大峰山自然公園維持管理の見直し、浄化センターの処理場電力費の見直しを検討している。

歳入の拡大としては、①クラウドファンディングによる新たな財源の確保、②一般ふるさと納税の拡充と企業版ふるさと納税の検討、③特定のプロジェクトに対する資金調達の仕組みを構築、④企業の税控除制度(地方創生応援税制)を最大限活用し、新たな財源確保とともに、企業連携を行う、⑤施設駐車場の有料化をはじめ市有財産の有効活用を検討、⑥法人市民税の税率改正、⑦公共施設利用料の見直し、⑧粗大ごみの収集運搬料金の有料化を検討している。

#### ウ 市に導入されている新たな譲与税について

##### ①法人事業税交付金

県が市町村の従業員数(令和2年度は法人税割額)に応じて、市に対して法人事業交付金として譲与する。

##### ②森林環境譲与税

令和6年度から国税として年額1人1,000円を市町村が賦課徴収する。

#### エ 他地方公共団体に導入されている税について

##### ①福岡県宿泊税交付金

県は、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施する市町村に、宿泊税を活用した交付金を交付する。

##### ②歴史と文化の環境税

太宰府市は有料駐車場の駐車する車両の定員数に対して1台当たり50円～500円の徴収を行っている。

##### ③都市計画税

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税。福岡県内では宗像市を含む11市で導入している。(資料県内課税状況参照)

#### オ 福間中学校改築工事進捗状況と事業費について

福間中学校改築工事は、令和4年4月には新校舎の供用開始を目指しており、当初スケジュールどおりに事業が進捗している。

改築工事の総事業費は改築準備工事も含めて約43億7千万円となっている。

見込みとして実質的な市の持ち出し分は28億7千万となり最終的には事業費の約65%が市単独費用となる。(資料 福間中学校改築工事事業財源内訳参照)

なお令和3年度に修正設計が実施されている。これは福間中学校が今後も生徒数が増加することで改築後も教室不足が考えられており、増築校舎等の配置計画を学校と継続協議した結果、当初予定していた部室、卓球場の位置を変更せざるを得なかったこと、また給食を停止せず既存給食室を改修することとなったことから修正設計を実施したものである。

#### (4)児童生徒の増減に対する今後の学校の在り方について

##### ア 通学区域審議会の答申内容とその答申を受けての今後の施策について

###### ①通学区域審議会への諮問

教育委員会は、福津市立学校通学区域審議会に対して次の通り諮問した。(資料 福津市立学校の通学区域に運用について(諮問)参照)

- ・ 過大規模校対策として学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別認可制度(勝浦小学校で実施中)の拡充の可否
- ・ 福津市校区外通学等の運用に関する規定の宮司2区、3区、西区の特例地区の運用について

###### ②答申を受けての今後の方針

教育委員会は答申を受けて「福津市校区外通学等の運用に関する規定」の改正を行った。改正内容は以下のとおり。

- ・ 福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童・生徒について、希望すれば大規模校及び過大規模校でない学校(勝浦小学校を除く)へ通学ができる。実施時期は令和5年4月1日とし、令和4年10月までに希望者数の把握をする。希望申請について詳細は市ホームページ等で案内を行う予定とした。
- ・ 宮司地区の特例に関する運用を見直し、令和5年4月1日以降は津屋崎小学校、中学校への入学を原則とした。

#### 5.委員会としての意見

##### (1)市の人口ビジョンについて

調査の結果、現状の人口ビジョンは政策目標を決定するには不十分な状況となっている。高低位の表現では今後の施設整備計画立案の是非および財政の在り方についても曖昧さを生む結果となった。今後も環境変化による人口推移の変更は予想される。しかし市においては最新の知見に立ち現状の人口推移を再検討されることを求めたい。

##### (2)公共施設等総合管理計画の現状と実施に向けての課題について

公共施設の長寿命化計画については一定の方向性が出ていることを確認した。

ただ、今後すべての公共施設を維持する場合でも改修工事費用と維持管理費用が必要となる。また、現在予定している長寿命化を行ってもコンクリート構造物は30年後に改築もしくは廃止となる。公共施設の40%が学校施設である。市はこの学校を長寿命化で維持するため事業規模で220億円を投ずる試算をしている。また定例会の一般質問の答弁で、小学校1校、中学校1校の新設校建設案と建設費106億円の試算を示した。大規模な財政負担を強いる公共施設を考えると、市は、単に維持管理だけでなく学校を含む大切な施設を今後どうするのか、市民との議論を尽くす必要があると考える。

### (3)財政の健全化と財源の確保について

令和2年度決算にも見られるように経常収支比率が上昇傾向にある。このことは、今後も政策的経費に充てられる財源が減少していくことを示しており、必然的に市債もしくは基金の切り崩しによる財源充当が増加してくることとなる。市債発行額の増加は、未来の市民の負担増加となるため、市においては、公共施設を利用する市民の世代間負担の均衡も十分考慮して財政運営を行う必要がある。福間中学校の建設費用を調査した結果、市費負担分が約65%を要することがわかった。今後予定している学校建設費用によっては財政の縮減策を検討する必要があると考える。また新たな財源確保への施策も併せて検討いただきたい。

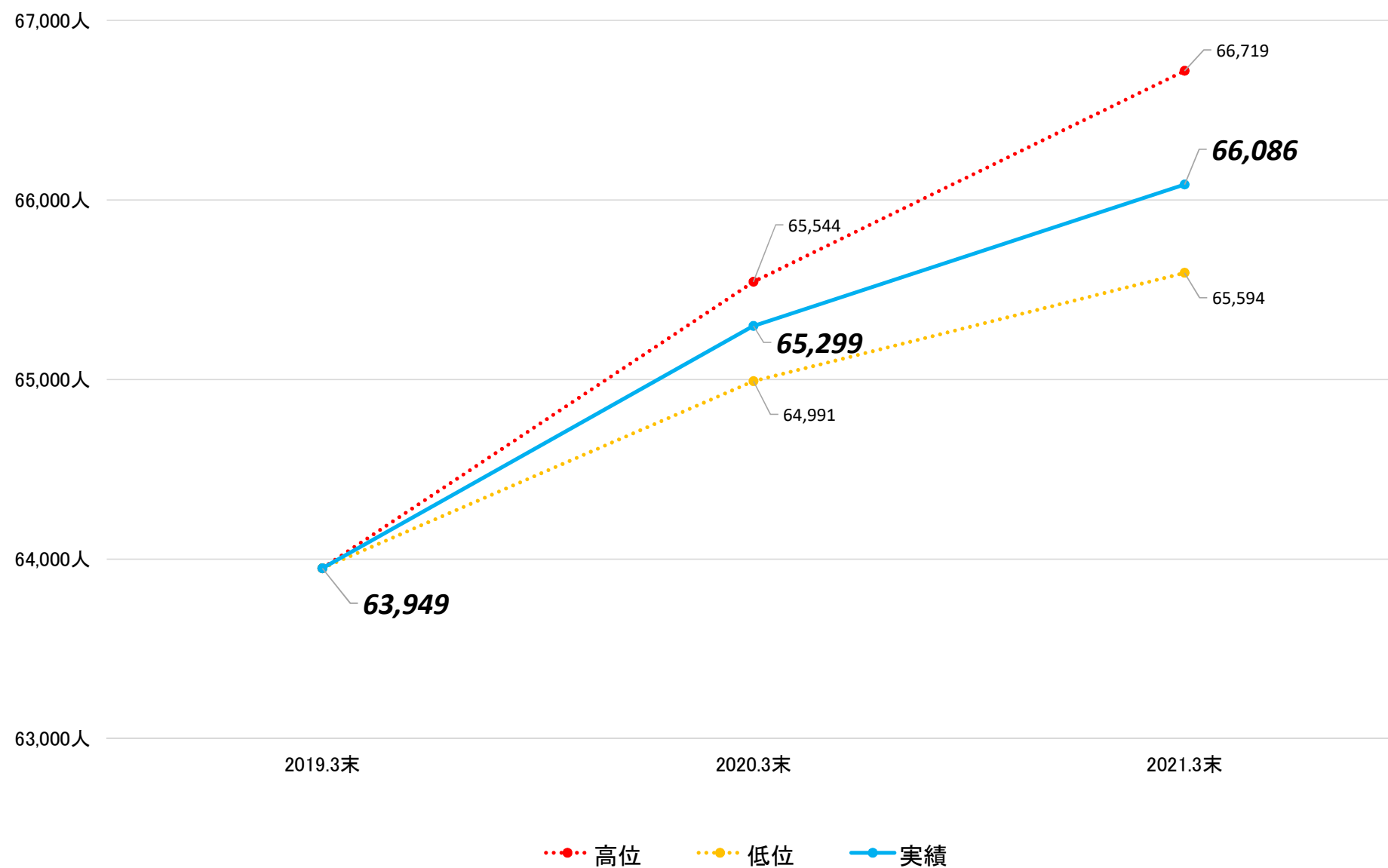
このことにより市民サービスへの影響があるのであれば、市民への説明責任を十分に果たす必要があると考える。

### (4)児童生徒数の増減に対する今後の学校の在り方について

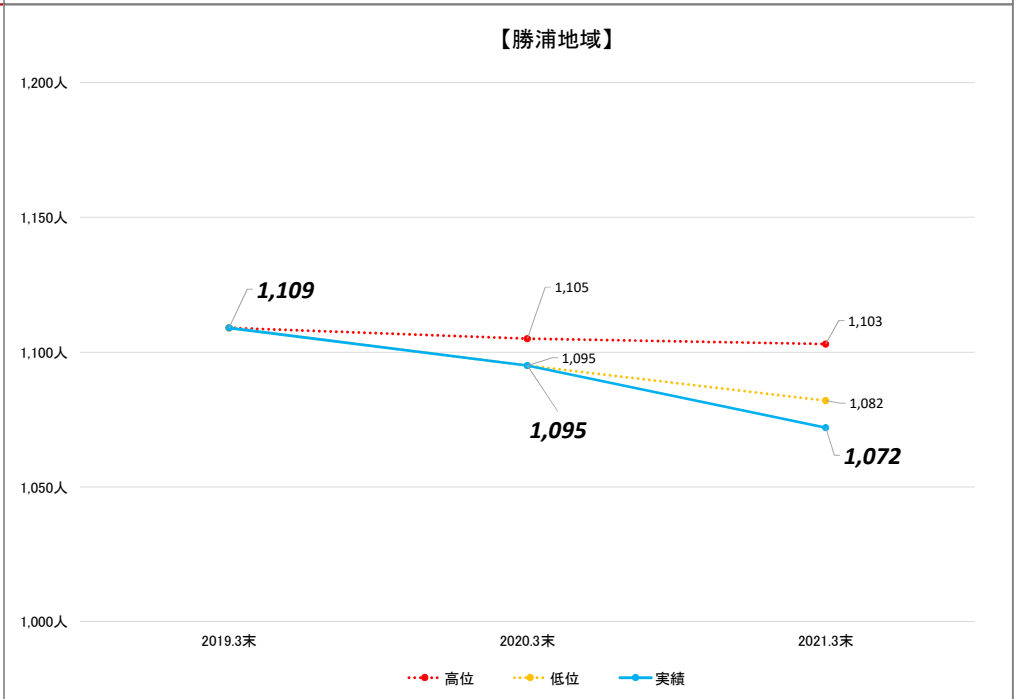
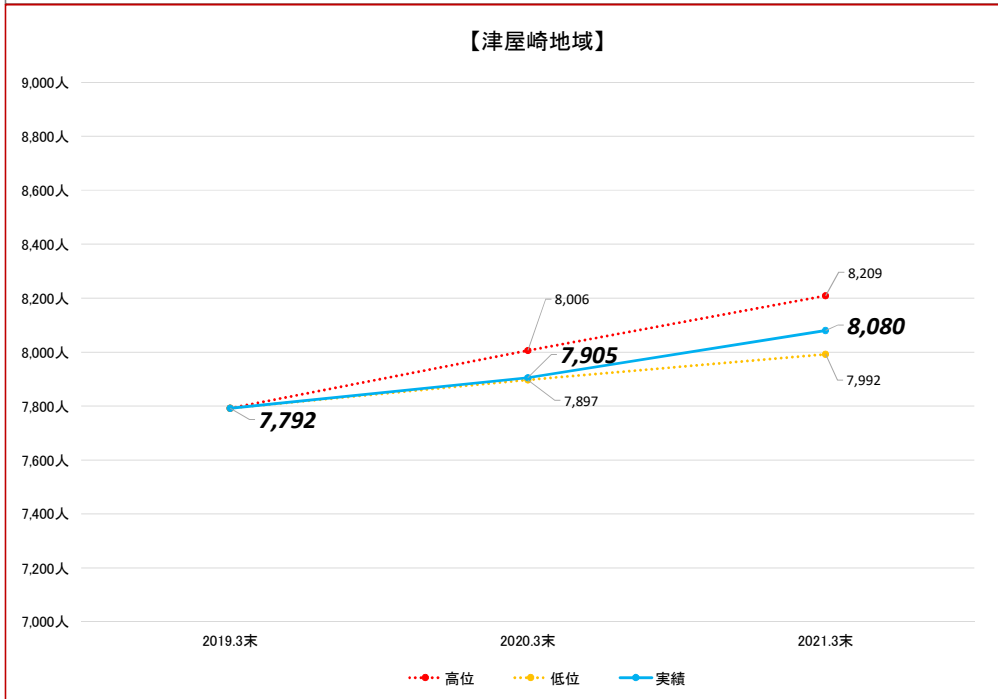
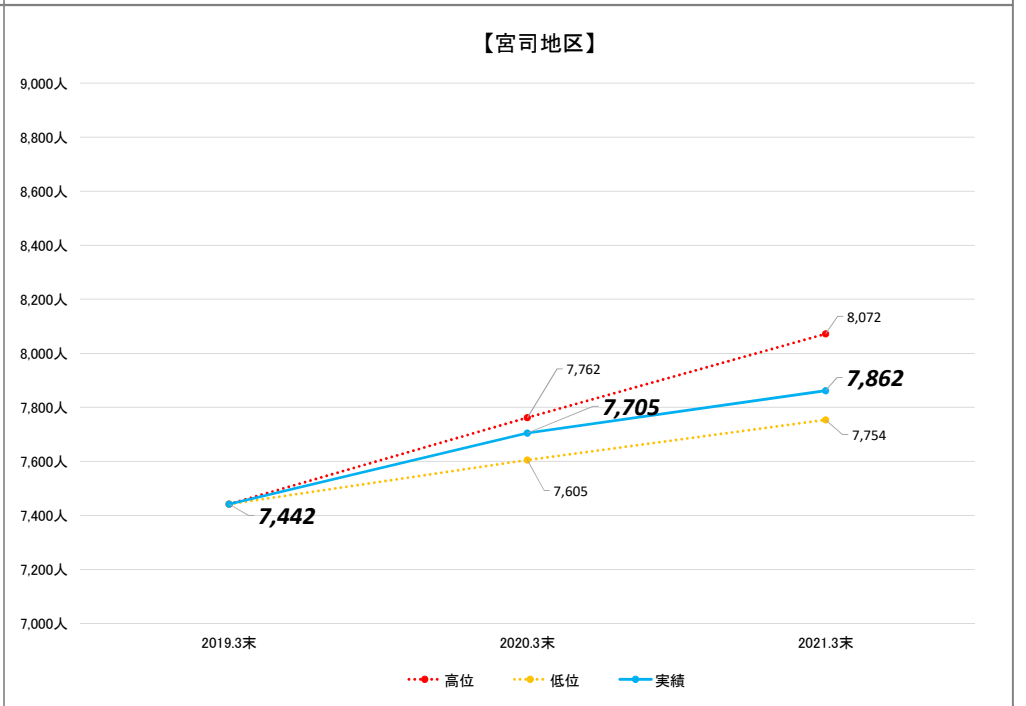
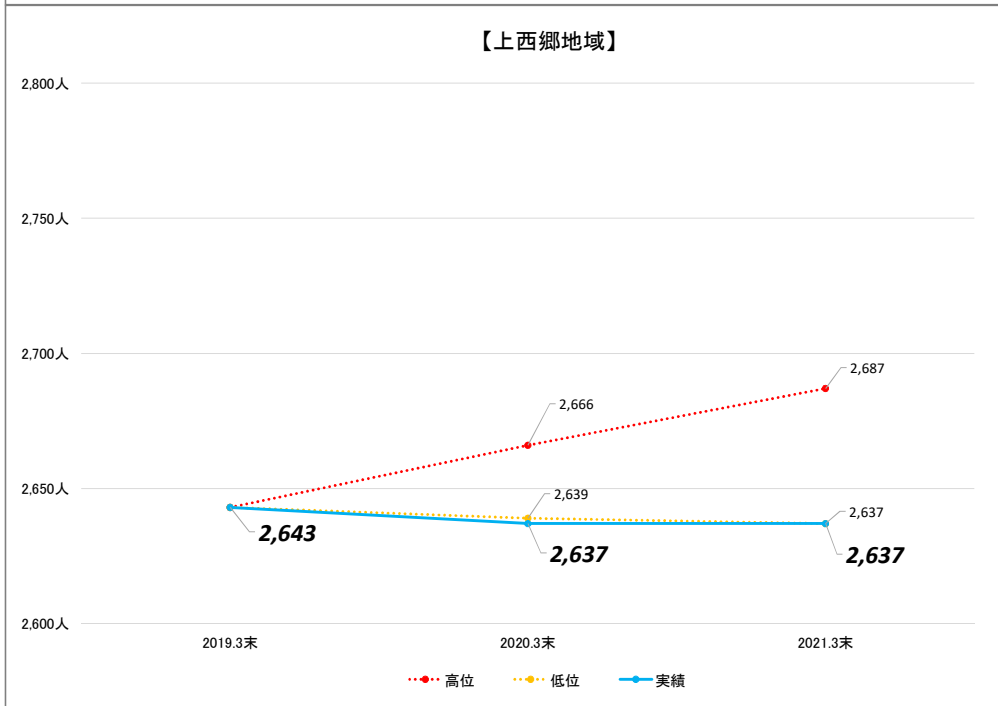
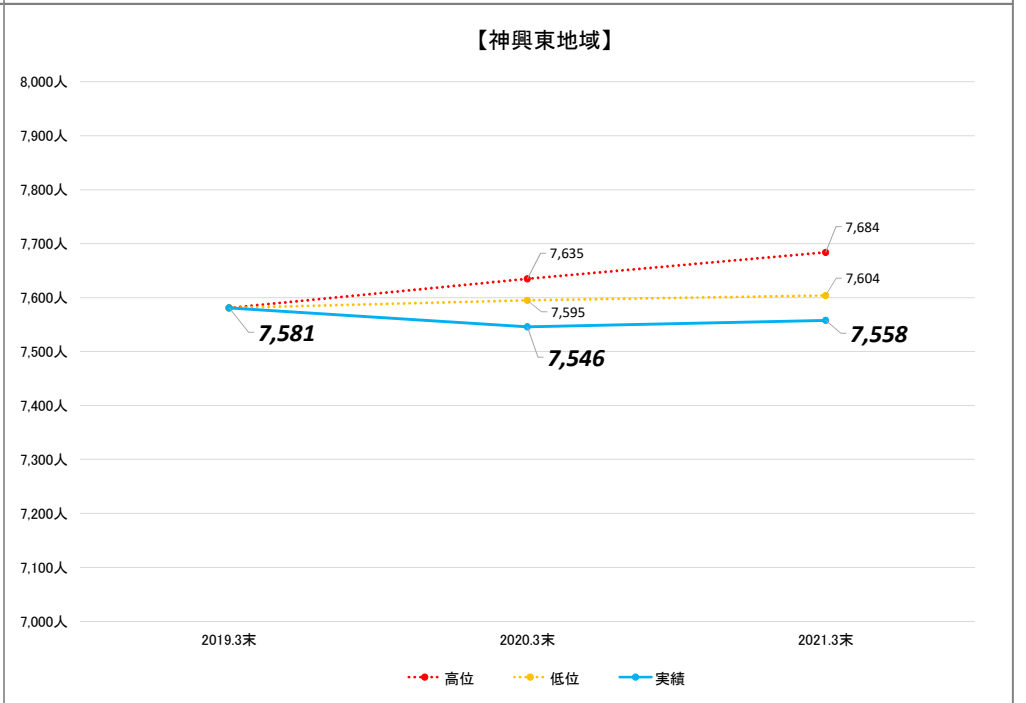
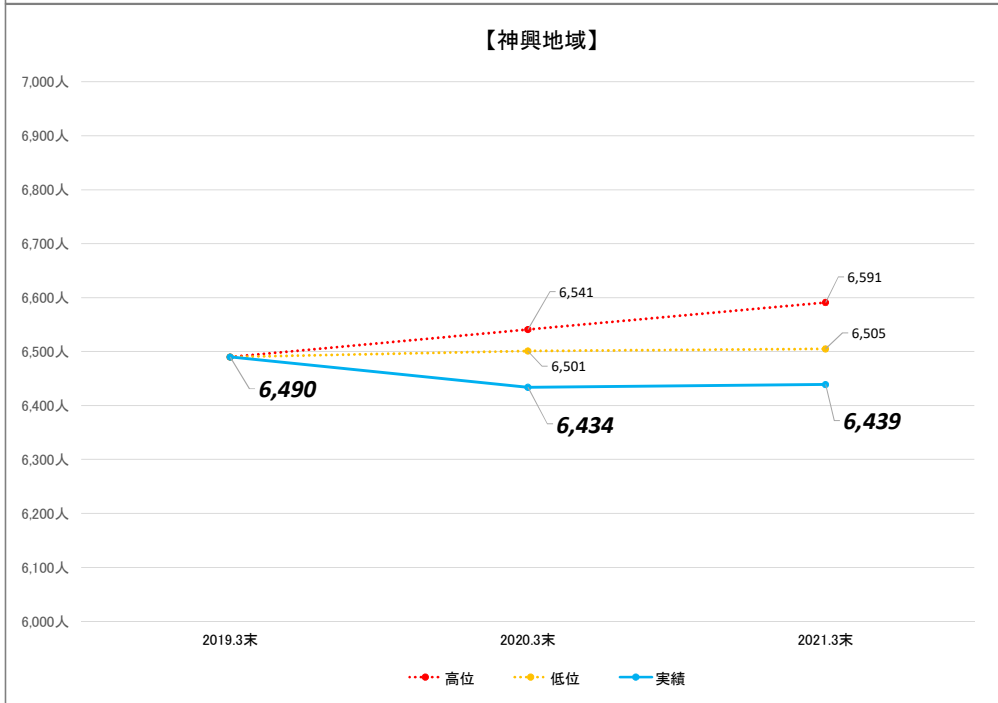
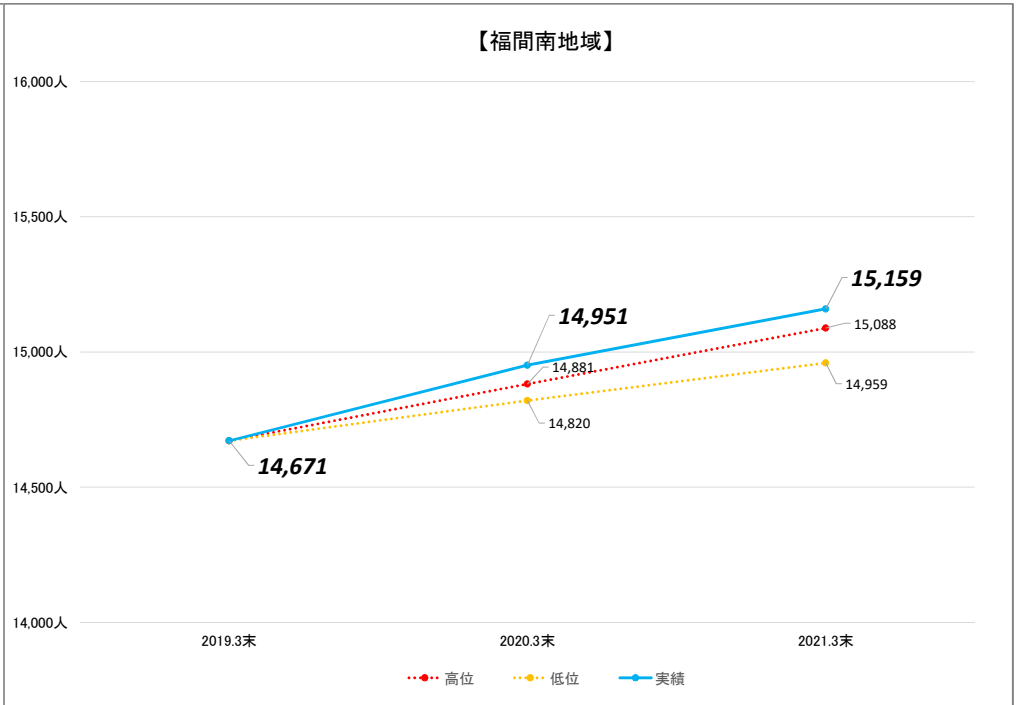
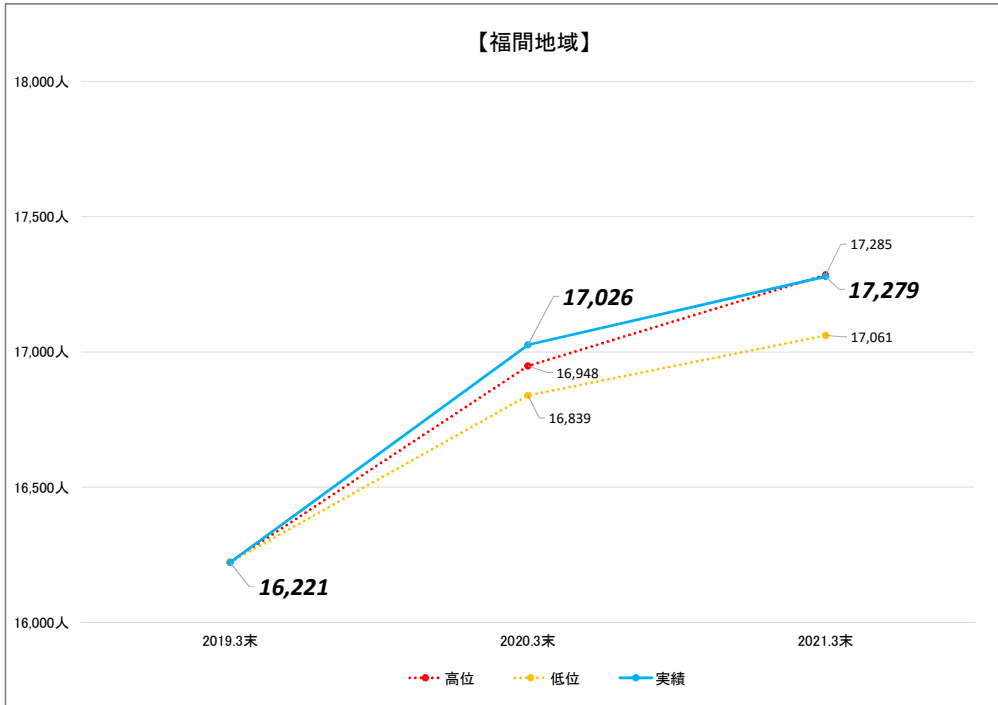
調査の中で受け入れ学校の体制と準備が、現時点で十分できていないことが判明した。教育委員会においては導入に向けて校区外通学する児童・生徒の状況把握、受け入れる学校の体制強化を図ったうえで、改正した校区外通学等の運用に関する規定の実施を望みたい。

また、教育委員会は令和9年度開校予定の新設学校の場所、定員数、通学エリアなども示す必要があると考える。

【令和元年度人口推計および実績(国勢調査ベース)】

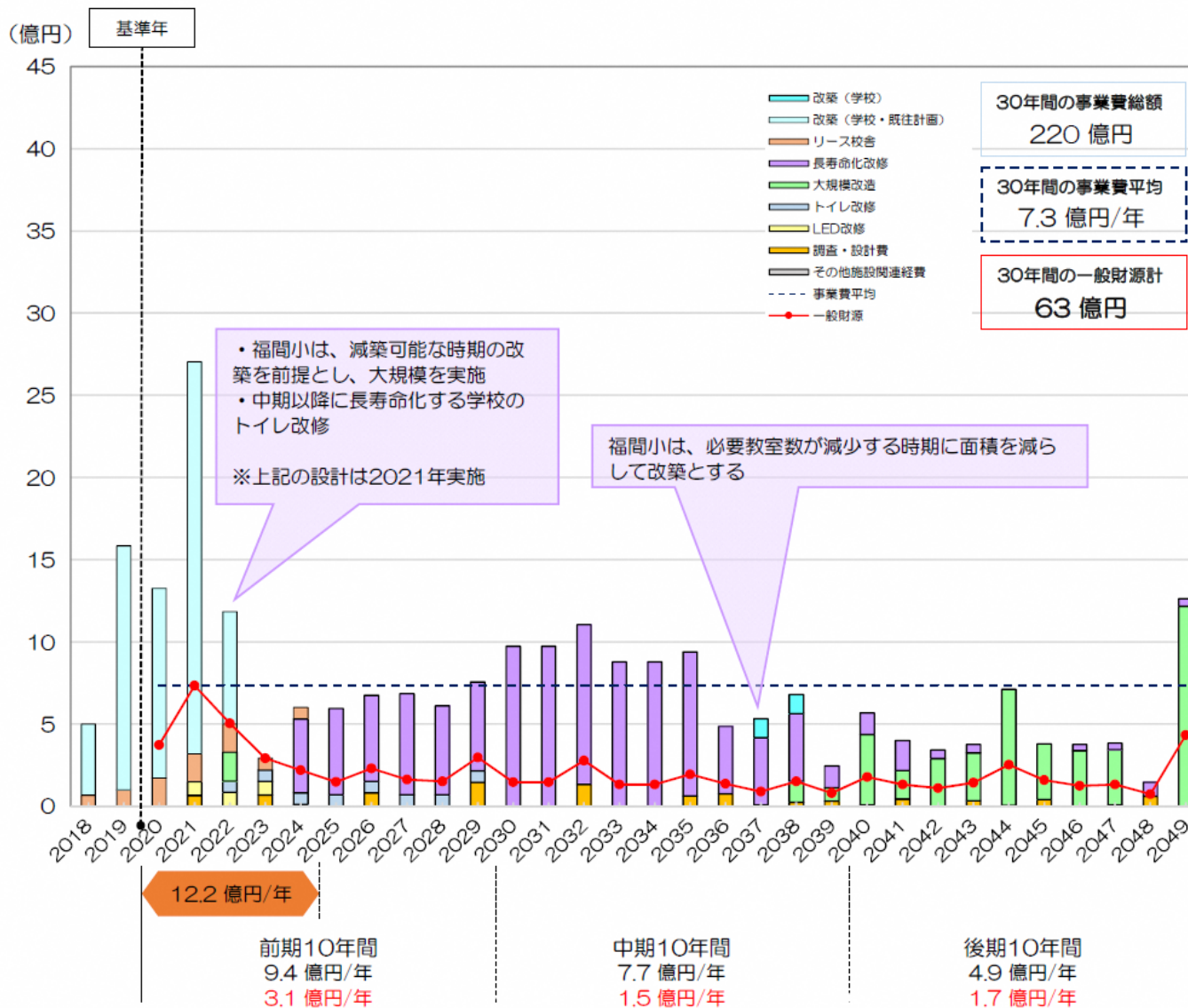


【令和元年度人口推計および実績(国勢調査ベース)】





# 中長期計画



## Ⅲ 県内の課税状況

\* 税率 : R2 市町村税の税率調

\* 都市計画区域の面積、納税義務者 : R2 固定資産の価格等に関する概要調書

\* 調定額 (現年度) : R2 市町村税の徴収実績 (市町村別)

団体名	税 率	都市計画区域の面積 (千㎡)			納税義務者 (実数) (人)		調定額 (現年度) (千円)
		市街化区域	市街化 調整区域	その他	個 人	法 人	
北九州市	0. 3	205, 600	283, 050		306, 646	15, 531	12, 261, 342
福岡市	0. 3	163, 620	177, 197		396, 399	24, 824	25, 880, 417
大牟田市	0. 1	38, 740	42, 710		46, 504	1, 526	344, 496
久留米市	0. 3	36, 350	88, 330		60, 737	2, 938	2, 569, 953
直方市	0. 2			61, 760	24, 433	1, 223	381, 942
中間市	0. 2 8	10, 340	5, 620		16, 515	587	304, 238
筑紫野市	0. 3	14, 210	29, 720		28, 117	923	936, 128
春日市	0. 2	13, 790	360		30, 600	1, 101	793, 620
大野城市	0. 2	14, 044	12, 846		27, 261	1, 214	833, 651
宗像市	0. 2	18, 760	91, 140		27, 778	663	497, 208
太宰府市	0. 2	11, 820	10, 710		22, 449	790	479, 484
福津市		7, 756	11, 424				

## 福間中学校改築工事 財源内訳

(単位：千円)

款	項	事業名	事業施行年度	年割額	事業内容	左の財源内訳						
						国庫支出金	地方債	基金繰入金	一般財源			
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎 施設整備事業費	H31	157,380	改築準備工事	141,458	0	0	157,300	80		
					工事監理業務	15,730						
					逡次繰越	192						
			R2	805,620	改築工事（Ⅰ期）	296,000	199,891	399,400	202,900	3,429		
					工事監理業務	15,430						
					仮設校舎賃貸借	118,866						
					逡次繰越	375,324						
			R3	2,735,879	改築工事（Ⅰ期）	2,570,017	668,349	1,540,200	502,400	24,930		
					工事監理業務	21,010						
					仮設校舎賃貸借	120,000						
					修正設計業務	9,398						
					物流移転業務	15,454						
			R4	680,768	改築工事（Ⅱ期）	662,002	41,393	491,900	146,800	675		
					工事監理業務	18,766						
			計					4,379,647	909,633	2,431,500	1,009,400	29,114

※ 令和2年度までの額は実績額。令和3年度以降の額は見込み額。

《国庫支出金》

- ・公立学校施設整備費国庫負担金（増築）

補助対象額 × 1/2

※補助対象額・・・学級数に応ずる必要面積－当該学校の保有面積×補助単価（㎡）

- ・学校施設環境改善交付金（危険改築）

補助対象額 × 1/3

※補助対象額・・・構造上危険な状態にある建物（耐力度調査4,500点以下）の建物面積×補助単価（㎡）

《地方債》

- ・学校教育施設等整備事業債（充当率90%）
- ・学校教育施設等整備事業債継ぎし単独分（充当率75%）

《基金繰入金》

- ・教育施設建設準備基金

3 福教学第 1 1 5 4 号  
令和 3 年 7 月 2 6 日

福津市立学校通学区域審議会会長 殿

福津市教育委員会

福津市立学校の通学区域の運用について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

福津市教育委員会では、過大規模となっている小・中学校に通学する児童・生徒及び保護者が、過大規模でない学校への通学を希望する場合、その意向を尊重し認める方法及び通学区域の運用を整理することによる過大規模緩和の方法を検討しており、次の事項について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- (1) 過大規模校対策としての学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別認可制度の拡充の可否
- (2) 福津市校区外通学等の運用に関する規程第 2 条第 1 項第 1 号ウに規定する宮司 2 区、宮司 3 区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用の今後の在り方

令和3年10月20日

福津市教育委員会

教育長 大嶋 正紹 様

福津市立学校通学区域審議会

会 長 飯田 史也

福津市立学校の通学区域について（答申）

令和3年7月26日付3福教学第1154号で諮問のあった校区外通学等の運用について、福津市立学校通学区域審議会規則第2条の規定により、慎重に審議を重ねてきました。その結果を下記のとおり答申いたします。

記

1. 過大規模校対策としての学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別認可制度の拡充の可否

福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童・生徒について、保護者からの希望があれば、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学を可能とすること。ただし、勝浦小学校には、特別認可制度があるので、校区外通学の受け入れ校にはしないこと。また、勝浦小学校以外には特別認可制度は拡充しないこと。

2. 福津市校区外通学等の運用に関する規程第2条第1項第1号ウに規定する宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用の今後の在り方

宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用は、福間小学校、福間中学校の過大規模校化の現状を鑑み、令和5年3月31日をもって廃止すること。

なお、審議の過程で以下の意見が出されたので、今後実施にあたってこれらの意見を十分に考慮し各制度の運用をされるよう要望する。

#### 1、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学に関して

- ①通学区域の原則は、住んでいる地域の学校への通学であるため、福間小学校、福間南小学校、福間中学校の過大規模が解消された際には、校区外通学の適用は終了していただきたい。
- ②校区外通学の運用に際しては、受け入れ側の学校の地域や保護者に対して説明していただきたい。

#### 2、宮司2区、宮司3区及び宮司西区の通学特例地区を廃止することに関して

- ①令和4年度入学予定者や市民全体に対して、過大規模校の現状について丁寧に説明していただきたい。
- ②校区外通学制度を利用し、福間小学校及び福間中学校に通学する児童・生徒は、希望すれば、中学校卒業まで福間小学校及び福間中学校に通学できるよう経過措置を設けていただきたい。
- ③福間小学校及び福間中学校への校区外通学を適用している手光湯ノ浦地区については、宮司地区と同様に、経過措置を設けた上で、令和5年3月31日をもって校区外通学の適用を廃止し、就学指定校である神興小学校、福間東中学校へ通学することが望ましい。

以上